

## 第23回名取市農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和2年3月26日(木)  
開 会 午後2時  
閉 会 午後3時45分
2. 場 所 名取市役所 6階大会議室東側
3. 提出議案  
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について  
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について  
議案第4号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について  
議案第5号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について  
議案第6号 令和2年度の下限面積(別段の面積)の設定について
4. 報告事項 (1) 令和2年度名取市農業労働賃金標準額の設定について  
(2) 農地法第5条の規定による届出について  
(3) 現状変更届出について  
(4) 農地賃貸借権解約について  
(5) 農地法第5条の規定による許可申請の取下について  
(6) 農地法第4条の規定による許可申請の取下について
5. 出席委員(29人)  
会 長 15番 大友 正一  
農業委員 1番 布田 順一 2番 大内 繁徳 3番 入間川 康弘  
4番 佐竹 智弘 5番 大久保 昭子 6番 高橋 千里  
7番 武田 とも子 8番 吉田 芳信 9番 相澤 喜美  
10番 松浦 岩男 11番 阿部 悦雄 12番 入間川 昭一  
13番 松浦 朋子 14番 引地 長一  
推進委員 長田 義孝、渡邊 正明、大内 伸一、橋浦 福男、武田 公男、  
遠藤 勝典、松浦 正博、川村 勇、渋谷 由勝、菅野 弘一、  
齋 重昭、伊東 繁男、鈴木 茂之、中澤 正一
7. 事務局出席職員  
事務局長 小松 義晴、局長補佐 平井 啓嗣、主査 畠山 恵利子
8. 会議の内容 別紙会議録のとおり

## 第23回名取市農業委員会総会会議録

### 【開 会】

午後2時、農地利用最適化推進委員、松浦道彦委員が欠席であることを報告し、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることにより開会を宣言した。

### 【修 礼】

### 【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により会長が議長となり、議事を進行した。

### 【会議の内容】

○ 議長（大友正一会長）

#### ◎議事録署名委員の指名

議長において次の2名を議事録署名委員に指名をした。

6番 高橋 千里 委員 7番 武田 とも子 委員

#### ◎会議の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○議長（大友正一会長）

それでは議事に入る前に私が関連する議題がありますので、議長を引地職務代理にお願いし退席いたします。

○議長（引地長一職務代理）

それでは、暫時の間議長を務めさせていただきます。それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。それでは、松浦朋子代表委員よりご説明をお願いします。

○1班代表委員（松浦朋子委員）

第1班代表委員の松浦朋子です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、

農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和2年3月26日提出。

番号1から4番まで、譲受人、借受人が同じで関連がございますので、まとめて説明いたします。

番号1、高館熊野堂字余方下東51番4、面積は1,574㎡、番号2高館熊野堂字余方下東52番5、面積は531㎡、番号3高館熊野堂字余方下東52番8、面積は679㎡、番号4高館熊野堂字余方下東53番、面積は229㎡です。これらの事業計画総面積は3,013㎡です。すべて地目は登記、現況とも畑、転用目的はいずれも事業用車両駐車場です。譲渡人、譲受人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。開発許可、否、転用目的に係る事業又は、施設の概要は、1番2,000万円での売買、他は永年の賃借権設定で2番は月額52,500円、3番が82,000円、4番が20,000円となっております。譲受人の事業内容を伺ったところ、陸送業とネクスコ東日本の仕事を受け、高速道路のトンネル内の保守点検工事を行っているとのことでした。

つぎに、位置図・公図については、議案書の3ページから6ページ、担任委員会資料は1ページです。こちらの場所は、高館の栗木橋の反対側の位置にあります。

以前この土地には無断で建物が建てられていたようですが、3月5日顛末書が提出されております。一昨日の調査の結果、山砂が敷かれ畑に復元され整地されていきましたので問題がないと思われました。担任委員会資料2ページの事務所とあるところは、今後仮設の事務所を置くとのことでした。雨水は自然浸透させるそうですが、入り口に面した道路、また、隣接した農地に土が流れたりしないよう気を付けていただくように話しました。

番号5、杉ヶ袋字前沖106番、107番1の地目は登記、現況とも畑、登記面積は1,645㎡と2,007㎡合計3,652㎡です。転用目的はライスセンター建設、譲渡人、譲受人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。開発許可、要、50年の賃借権設定、月額75,000円の賃料です。建築面積は300.98㎡です。このライスセンターは米の乾燥、調整を行う施設で、自宅を含め近隣の迷惑にならないよう集塵施設を完備する計画です。建物の面積から考え敷地面積が広いように思いましたので、お聞きしたところ米の出荷等の場合には、大型の車が出入するので、これぐらいの面積が必要とのことでした。敷地内は砂利敷きとし、南側に勾配を付けて自然浸透するそうです。

番号6番、高館熊野堂字中沢後80番1、外2筆、地目は登記、現況とも畑、登記面積は合計1,364㎡です。転用目的は資材置場、譲渡人・譲受人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。開発許可、否、100万円の売買です。

この件は、先月保留になった案件です。現地調査に行ったところ周辺は農地があり、水路もありました。ドラム缶置場は宅地のすぐそばのようで、やはりドラム缶が横倒しになって中身の流失や、腐食したところからの流失等は大変危険な状態だと思いました。実情調査の際にその旨をお話しし、ドラム缶は置かないようにとお話し致しました。

議案第1号1番から6番までにつきましては、3月24日の担任委員会で現地調査を行い、1番は譲受人本人から、2番から4番については、貸付人から委任された不動産会社社長及び借受人本人から、5番につきましては、貸付人でもある借受人の会社社長から6番は譲受人本人から、それぞれ実情を聴取したところ、お配りした「農地転用許可基準及び審査内容」でお示しのとおり、農地区分における転用については、問題ないものと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一職務代理）

只今、松浦朋子代表委員から説明がなされました。次に農地利用最適化推進委員の齋重昭推進委員からご意見をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（齋重昭委員）

議案第1号1番から6番につきましては、3月24日に担任委員会の現地調査に同行いたしました。1番から4番は、昨年10月に農地転用申請の相談があった案件で、農地法の許可を受けずに、法人と個人間で既に数十年前に売買契約がかわされていた農地を含め、隣接農地が無断転用されていたと伺っております。大友会長をはじめ、地元委員からの現状復旧の指導に従ったため、今回の申請に至ったものであります。

近隣農地等に被害を及ぼさないよう、除草、土砂管理を徹底していただくよう指導いたしました。

5番につきましては、農地所有適格法人の代表者が個人で所有している農地を賃借し、ライスセンターを建設するものであり、県等関係機関と開発行為、道路通行等協議済みとのことであります。

6番は遊休農地化している畑を、資材置場として転用するものであります。先月申請された案件の再申請になります。前回は、液体が入ったドラム缶などを置く際に、法令等の定めによる対応が不十分であることから否決されたものであります。今回は、ドラム缶等の危険物を置かないことなどの事業計画の変

更を確認し、資材等の管理を徹底していただくよう指導いたしました。

以上、今回の案件6件につきましては、隣接農地などへの影響は生じないものと判断いたしました。以上です。

○ 議長（引地長一職務代理）

只今、両委員からご説明、ご意見をいただきました。この件について、ご質問はございませんか。

○ 10番（松浦岩男委員）

議案1号1番から4番までについて、接している道路は県道か市道か。雨水について、面積3,000㎡ということですからかなり広い、雨水は自然浸透で隣には迷惑をかけないとなっていますが、譲受人はどう思っているか担当者が聞いた点をご説明願います。

○ 8番（吉田芳信委員）

国道286号線から側道に入ったところで、北側の道路には側溝が入っていますので、これがあれば雨水については問題ないかと思いましたが、あと今のところ車を陸送するので、常にいっぱいとはなっていない。現況は今砂が入っていますが、砂利敷して北側に側溝が入っています。

○ 2番（大内繁徳委員）

補足説明です。担任委員会資10ページ追加資料ですが、北側道路にU字溝が入っています。現地は山砂が入っていて畑の状態になっていましたが、これから営業するにあたって山砂を取って、砂利敷となります。51番4の下の方が田になっているので、土砂が落ちた時は上げるよう指導し、隣が宅地になっているのでトラブルにならないよう強く指導いたしました。

○ 10番（松浦岩男委員）

入り口の方にU字溝がはいっていますが、4トン以上のトラックの出入りである程度重量に耐えるU字溝でないかと思いがどうか。

○ 2番（大内繁徳委員）

キャリアカーでなく、自分で乗用車を運転して陸送するとのこと。4トン車までは入らず。大きな車が入るわけではありません。

○ 10番（松浦岩男委員）

了解しました。

○ 議長（引地長一職務代理）

その他ございませんか。

○ 武田公男推進員

6番の案件で、私も2回程見ました。担任委員会では問題ないということで

すが、接道している道路に名取市の杭はあるのですが反対側に杭の確認ができない。公図として何メートルの道路に接しているのか事務局に確認したい。また、問題点は48㎡の小さい面積も転用かけなければならないのか。

○ 小松事務局長

6番の転用ですが、資材置き場に使いたいとのこと。建築物は建てないということで、開発許可も無く道路幅員の規制のありません。通常この道路ですと2トン車程度が通行できる。この48㎡の土地を使って旋回するとの事です。62番6の隣が宅地なので、きちんと隣には迷惑をかけないように注意して対応してほしいということを今回も指導しています。面積としては、この会社はこの土地全体を使って活用したいとのことですので、全体の利用計画としては問題ないのかと思います。

○ 議長（引地長一職務代理）

武田委員よろしいでしょうか。

○ 武田公男推進員

確認ですが、手書きの図面で書かれてきて、接道する道路幅が2mか3mか分からない図面でも農業委員会としては認めざる負ないのですか。

○ 小松事務局長

先ほども言ったように、建物を建てるわけではないので道路幅員が何m以上という規定はありません。手書きについては、必ず平面図や確定測量を作成する規定はありませんので、現地が分かる図面であれば受付をしています。

○ 中澤推進委員

6番について、前回皆様が心配された件のドラム缶の中身について、漏れださない方法をとってくださいということで、その辺の譲受人への連絡はどのようにされたのか。

○ 小松事務局長

こちらの件につきましては、前回の総会での指摘をお伝えしたところ、再考しますということで、事業計画から除くということで危険物は置かないということになり、今回の事業計画の変更で転用申請になった訳です。

○ 議長（引地長一職務代理）

その他ございませんか。

○ 10番（松浦岩男委員）

6番の当初の目的からドラム缶を置かなくなると、目的が違ってくるのではないか。何のためにこと土地を求めるのか、実際に担任になった方に大丈夫なのか、お聞きします。

○ 1班代表委員（松浦朋子委員）

周りを確認したところ、水路、農地、宅地があるので、周辺の農地に迷惑をかけないということで、ドラム缶は置かないということで確認しました。

○ 11番（阿部悦雄委員）

なぜ、この場所を選定したのかと思いましたが、浄水場の工事を行っていき、茂庭浄水場から近い場所を探していました。今回ドラム缶は置かないで、資材だけおいて効率的に動きたいといっていましたので、ご理解いただきたいと思います。

○ 議長（引地長一職務代理）

その他、ご質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一職務代理）

ございませんか。「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（引地長一職務代理）

挙手全員でありますので、議案第1号は原案のとおり決定といたします。

それでは、議案第2号に入る前に、大友会長と議長を交代させていただきます。（大友会長入室）

《議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは、議事を進めさせていただきます。次に議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題といたします。

代表委員よりご説明をお願いします。

○ 1班代表委員（松浦朋子委員）

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和2年3月26日提出。

番号1 高館川上字本木85番3、地目は登記、現況共に田、登記面積332㎡、転用目的は農業用施設用地、申請人は総会資料のとおり、開発許可は否、転用目的に係る事業又は、施設の概要は農業用機械器具格納施設1棟平屋建て、建築面積79.49㎡、農機具等駐車場です。

この案件は、先月にも出ていましたが、実情調査欠席ということで保留にな

っていました。この申請地と申請人の現在の住所が離れているので、その理由を聞いたところ、震災により農業用倉庫等が流され、現在の住まいのところにはそういった施設を建築するスペースがないので、高館にも農地を持っているのでそこに建築したいという理由でした。担任委員会資料8ページを見ますと建物の北側に5人槽浄化槽があります。雨水と共に浄化槽で処理後北側側溝に配水するようです。この建物は農機具置場ですが休息場所に使う計画です。西側は他の農地と隣接していますが、こちらの持ち主と話をしブロック、フェンス等は建てずにお互い草刈りをするとのことでした。また、議案書11ページにありますように、85番1田があります。ここは4条申請許可後、土盛りをし、畑にする計画です。その場合には、どのような作物を作りますかとお聞きしたところ、まずはカボチャを作ってみますということでした。それであれば、しっかりと計画性をもって作付けし、遊休農地とにならないよう強く申し入れ致しました。

議案第2号1番につきましては、3月24日の担任委員会で現地を確認し、申請人本人から実情を聴取したところ、お配りした「農地転用許可基準及び審査内容」でお示しのとおり、農地区分における転用については、問題ないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

只今、松浦朋子代表委員から説明がなされました。次に農地利用最適化推進委員の齋重昭推進委員からご意見をお願いします。

○ 齋重昭代表推進委員

議案第2号1番につきましては、3月24日に担任委員会の現地調査に同行いたしました。現地は、30a区画の水田の畦畔に筆界コンクリート杭が埋設され、今回の申請地が区分してあります。

当該申請地は、昨年9月に市担当部署から用途変更に係る協議書が提出され、農業委員会総会において承認しているものであります。隣接農地及び農道、揚水路等に被害を及ぼさないよう、除草、耕起等農地管理を徹底し、農地に作物を作付け肥培管理すると共に、営農用倉庫兼作業場として建物を使用するよう指導いたしました。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

只今、両委員からご説明、ご意見をいただきました。この件について、ご質問ございませんか。

○ 議長（大友正一会長）

ご質問ございませんか。



〔「なし」の声あり〕

○議長（大友正一会長）

ございませんか。「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○議長（大友正一会長）

挙手全員でありますので、議案第2号は原案のとおり決定といたします。

### 《議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○議長（大友正一会長）

議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題といたします。

それでは、代表委員よりご説明をお願いします。

○1班代表委員（松浦朋子委員）

議案第3号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和2年3月26日提出。

番号1、愛島塩手字南田110番1、外2筆、地目は登記が田、現況が畑です。登記面積は、2,445㎡、権利種別は、売買。譲渡人、譲受人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。譲受人は田を自作していましたが、震災後はその田にマコモダケを栽培しています。今回、経営規模拡大で総額70万円での売買です。

この場所は、長いこと耕作されていなかった場所で、現在は草やつた等の植物が生えています。農地取得後は早速に刈り取りを行い、5月をめぐりに、イチジクの苗木を植えるそうです。取得したのちは計画性をもって耕作し、近隣の農地の迷惑にならないように、また、遊休農地とならないようにとお願いしました。

番号2、高館熊野堂字谷地前52番、地目は登記、現況とも田、登記面積は1,671㎡、権利種別は、売買。譲渡人、譲受人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。経営面積は1,029a世帯員5人、労力人3人です。経営規模拡大で総額70万円での売買、農地取得後は今年から作付けをするそうです。

議案第3号1番及び2番につきましては、3月24日の担任委員会で、申請書類を審査し実情を聴取したところ、「農地法第3条の判断基準」でお示しのと

おり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の齋重昭推進委員からご意見を申し上げます。

○ 農地利用最適化推進委員（齋重昭推進委員）

議案第3号1番及び2番につきましては、3月24日に担任委員会で、申請書類の確認と現地調査を行いました。

1番は、山元町の兼業農家の方が経営規模拡大のため農地を取得したいとのことです。現地は、農業振興区域の農用地であり農地転用等は、一切認められない農地であります。

現状は、盛土がなされ耕作放棄地状態となっていました。購入希望者の説明によると、雑草等を除去後、イチジクの苗木を植樹し他の仕事の取引先に販売するとのことであります。

2番は、専業農家後継者が自己所有地の近隣農地であることから、経営規模拡大のため購入したいとのことであります。

以上、2件とも許可については、許可について適当であると考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明、ご意見をいただきました。これについて、ご質問ございませんか。

○ 中澤正一推進委員

番号1についてお伺いしたいのですが売買ということで、売り手と買い手の事情があると思いますが、面積からすると総額70万円は安すぎるのではないかと思います。担任委員会ではどのような話だったのでしょうか。

○ 議長（大友正一会長）

只今、中澤委員からすると面積から比較すると若干安いのではないかとの指摘がありました。

これについて、同席致しましたので、私の方からご説明申し上げます。この農地は耕作放棄地として毎年売りには出されていまして、この土地は石交じりの土地なのでなかなか買い手が付かなかった訳です。昨日この買い手の会うことができたので、価格については安かったですねと聞いたところ、果樹なりものぐらいしか使いようがないのでこの価格になったそうです。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

他に、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

ございませんか。「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

挙手全員でありますので、議案第3号は原案のとおり決定いたします。

《議案第4号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（平井局長補佐）

それでは、議案書の13ページをお開きください。議案第4号農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について、このことについて、令和2年3月10日「農用地利用集積計画」に基づき、農用地利用権設定調整会議で調整したので、意見を求める。令和2年3月26日提出。  
農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規24件92,408㎡、更新42件194,506.6㎡、  
合計66件 286,914.6㎡。

2 利用権を設定する土地

田197筆267,520.6㎡、畑20筆19,394㎡、  
合計217筆 286,914.6㎡。

3 利用権を設定する土地

① 利用権の種類。賃借権設定62件、所有権移転4件。

② 賃借権の存続期間。1年7件、2年1件、3年18件、5年30件、  
6年2件、10年4件。

③ 借賃（10a当り）。30kg22件、40kg2件、45kg5件、  
50kg5件、60kg13件、3,000円1件、5,000円3件、  
6,400円1件、7,000円1件、10,000円3件、  
11,000円1件、13,000円1件、15,000円2件  
20,000円1件、22,000円1件。

④ 所有権移転の売買総額。154,000円1件、584,400円1件、

700,000円1件、1,000,000円1件。

⑤ 借賃の支払方法。毎年12月20日まで賃貸人宅に持参し、支払う。

4 公告予定年月日。令和2年3月31日予定。

5 詳細につきましては、議案書14ページから24ページのとおりです。

なお、各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

只今、事務局から説明がなされました。これについて、ご質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第5号については原案のとおり承認いたします。

《議案第5号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長） それでは、議案第5号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について、事務局より説明願います。

○ 事務局（平井局長補佐） それでは25ページ目をお開き頂きます。議案第5号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について、このことについて、農業経営基盤強化促進事業の規定により「農用地利用集積計画」を調整したので、意見を求める。令和2年3月26日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規1件21,416㎡、更新はありません、合計1件21,416㎡。

2 利用権を設定する土地

田5筆21,416㎡、畑はありません、合計5筆21,416㎡。

3 利用権を設定する土地

① 利用権の種類。賃借権設定1件。

② 賃借権の存続期間。10年1件。

③ 借賃（10 a 当り）。5,000円1件。

④ 借賃の支払方法。毎年11月25日までに本人名義の口座に手数料を差し引き振り込む。

4 公告予定年月日。令和2年3月26日予定。

5 詳細につきましては、26ページでございます。

賃借権設定1件、21,416㎡になります。以上でございます。

○ 議長（大友正一会長）ただいま事務局からご説明がございました。これについて、ご質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）「なし」という声がありましたので、採択いたします。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）「挙手全員」でありますので、議案第5号は原案のとおり承認いたします。

### 《議案第6号 令和2年度の下限面積（別段の面積）の設定について》

○ 議長（大友正一会長）

次に議案第6号令和2年度の下限面積（別段の面積）の設定について、を議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（平井局長補佐）

それでは27ページ目をお開き頂きます。議案第6号令和2年度の下限面積（別段の面積）の設定について。1、農地法施行規則第17条第1項の適用について。方針、現行の下限面積（別段の面積）50aの変更は行わない。理由、2015農林業センサスで管内の農家で50a未満の農地を耕作している農家が全農家数の2割以下（1割2分6厘）であるため。2、農地法施行規則第17条第2項の適用について。方針、現行の下限面積（別段の面積）50aの変更は行わない。理由、令和元年度の農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果、管内の遊休農地率は0.5%と低い現状であるためということであり、別断面積の必要性については、申しあげました二つの理由により、下限面積は農地法どおり50aとし変更を行わないということです。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局から説明がありました。これについて、ご質問はありません

んか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。

議案第6号について、原案とおりに決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長会長）

「挙手全員」でありますので、議案第6号は原案のとおり決定といたします。

《報告事項（1）令和2年度名取市農業労働賃金標準額の設定について》

《報告事項（2）農地法第5条の規定による届出について》

《報告事項（3）現状変更届出について》

《報告事項（4）農地の賃貸借権解約について》

《報告事項（5）農地法第5条の規定による許可申請の取下について》

《報告事項（6）農地法第4条の規定による許可申請の取下について》

○ 議長（大友正一会長） 次に報告事項（1）令和2年度名取市農業労働賃金標準額の設定について、を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（平井局長補佐） それでは別紙議案書により報告事項（1）について、28ページについて説明をおこなった。

報告事項（1）令和2年度名取市農業労働賃金標準額の設定について、このことについて、令和2年2月28日に開催された令和2年度名取市農業労働賃金標準額設定協議会の結果を踏まえ、令和2年度名取市農業労働賃金標準額設定額を別紙のとおり設定する。

名取市農業労働賃金標準額設定協議会において、原案どおり異議無く承認されましたので、報告致します。

○ 議長（大友正一会長）

ただ今、事務局から説明がありました。ご質問はありませんか。

○ 議長（大友正一会長）

昨年からは消費税が10%になったことを踏まえて、この結果になりました。

○ 菅野弘一推進委員

畦ぬり1mあたり42円の根拠について

○ 議長（大友正一会長）

これを定める際には、他の地区でも出していまして、いろいろ調べたのです

が詳細な根拠はないです。1日で、日当たりの単価でどのぐらいやれるのか、そういうことを踏まえながらこの単価になりました。これはあくまでも目安です。よく話し合ってください。よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○ 議長(大友正一会長)あとご質問ございませんか。

○ 議長 (大友正一会長)

「なし」との声がありましたので、報告事項(1)「令和2年度名取市労働賃金標準額の設定について」は、承認といたします。

○ 議長 (大友正一会長)

次に、報告事項(2)農地法第5条の規定による届出について、報告事項(3)現状変更届出について、報告事項(4)農地の賃貸借権解約について、報告事項(5)農地法第5条の規定による許可申請の取下について、報告事項(6)農地法第4条の規定による許可申請の取下について、を一括議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局 (畠山主査)

〔別紙議案書により報告事項(2)から(6)について、届出内容について説明を行い、届出を受理した旨説明をした。〕

○ 議長 (大友正一会長)

ただいま、事務局から説明がなされました。ご質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長 (大友正一会長)

「なし」との声がありますので、報告事項(2)から報告事項(6)までについて承認といたします。

○ 議長 (大友正一会長)

次にその他にはあります。事務局より説明をお願いします。

○事務局 (小松局長)

〔4月の農業委員会行事日程説明を行った。〕

〔農業労働標準額設定表の配布について〕

〔農業委員会だよりの配布について〕

〔利用意向調査集計結果について 51%から61%〕

○議長 (大友正一会長)

それでは、第23回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

【閉 会】

午後3時45分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和2年4月22日

名取市農業委員会  
議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 6番 \_\_\_\_\_

署名委員 7番 \_\_\_\_\_